

平成29年度指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関 に対する立入検査結果について

平成30年5月30日
原子力規制庁

原子力規制庁は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）に基づく指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関として指定している公益財団法人核物質管理センター（以下「センター」という。）において、平成27年から平成28年にかけて情報セキュリティ対応の不備（情報流出の発生及び当該事象について原子力規制委員会に対する報告を怠ったこと等）があったことから、「核原料物資、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関に対する立入検査実施要領」（平成29年3月1日 原子力規制委員会）に基づき、平成28年度から、センターに対して原子炉等規制法の規定¹に基づく立入検査を実施している。（平成28年度の立入検査は平成29年3月に実施）

平成29年度に実施した同立入検査の結果及びその後の状況について、以下のとおり報告する。

1. センターに対する立入検査実施状況 (略)

2. 検査の観点 (略)

¹ 指定情報処理機関に対しては原子炉等規制法第61条の23第1項の規定、指定保障措置検査等実施機関に対しては同法第61条の23の20の準用規定

3. 立入検査結果及びその後の対応

(1) 情報セキュリティ対応の不備に関する再発防止策の実施状況

(総論)

前回の立入検査(平成29年3月)以降、情報セキュリティポリシー、情報管理規定、情報管理要領(以下「情報関連諸規定」という。)の整備(平成29年11月施行)等が進んだ。また、センター内における説明会や理事長講話等を通じて、情報セキュリティ強化についての認識を組織として共有するよう努める等、センター全体として情報セキュリティ強化を目指している姿勢は評価できる。一方、新たに整備された情報関連諸規定に基づく運用への完全な移行が完了しておらず、下記の指摘事項のとおり、引き続き今後の対応が必要な事項があることを確認した。

(立入検査時の指摘事項)

- ① 情報セキュリティの観点からセンターとして使用が許容されるソフトウェアの定義(ホワイトリスト)の最新化ができていない。
- ② 情報の管理区分の解釈及び理解が進んでいるが、センター内の各拠点間で解釈が統一されていない。
- ③ 新たに整備された情報関連諸規定において作成することになっている情報システム台帳や情報指定登録簿の作成が完了していないなど、情報関連諸規定に従った運用が適切な水準に達していない。
- ④ 当面の情報セキュリティ対策に加え、今後構築することとなっている次期基盤情報システムについての設計思想や方針の明確化等を迅速、的確に実施するためには、情報セキュリティの技術的な部分に係る体制が不十分である。

(上記指摘についての改善の状況)

下記につき立入検査後に報告を受けて確認。

- ① ホワイトリストを最新化し、センター内に周知徹底した。【平成30年5月28日】
- ② 情報の管理区分について、比較表の作成を通じて関係部署間で調整し解釈を統一する。【平成30年7月目途】
- ③ 新たに情報関連諸規定で定められた個別要件を適切に満たすよう、情報セキュリティ専門家による助言を得て、情報システム台帳や情報指定登録簿の作成等を計画的に実施する。【順次実施】
- ④ 情報セキュリティ要員を増員するとともに、技術的・専門的な事項について常時助言を得られる体制を構築するため、情報セキュリティアドバイザーを確保する。【平成30年7月目途】

(2) 原子炉等規制法関連規定の遵守状況

(立入検査時の指摘事項)

法令違反に該当する事象は認められなかった。

4. 今後の対応

(略)